|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ■障害者基本法  ○基本原則  （§３③等）  ・言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会の確保。  ・（§７）  国・地方自治体への「基本原則に関する国民の理解を深める必要な施策を講じること」の義務付け。    ○情報のバリアフリー化　（§22（１））  国・地方自治体への「障がい者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣等、必要な施策を講じること」の義務付け。  ○権利（§29）  裁判等手続における意思　疎通の手段の確保等。  ※関連法令障害者差別解消法 | |  | | --- | | ■条例に基づく施策等 |  |  | | --- | | ○府の広報媒体（府政だより、ホームページ、　　ＳＮＳ等）などを通じた普及啓発の実施 |  |  | | --- | | ○乳幼児期の手話習得ネットワークの形成等  ・聴覚障がい者団体による取組みと連携（協定を締結）した乳幼児等手話教室（仮称）の展開。  ・上記教室で把握した課題・ノウハウを共有し、広げていくためのネットワークの運営（福祉・教育関係機関等が参画）。  ○中途失聴者を対象とした手話講座の開催等 |  |  | | --- | | ○「総合的な学習の時間」、「部活動」などを活用した手話の習得の機会の確保への支援  ・手話サークルの支援機能等を担う聴覚障害者情報提供施設を活用した手話の講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供。  ○聴覚に障がいのある児童等が在学する学校の教師等を対象とした手話講座の開催 |  |  | | --- | | ○企業のＣＳＲ活動等の一環としての手話の習得の機会の確保への支援  ・障がい者雇用企業の登録・顕彰制度を活用したＰＲの支援。  ・聴覚障害者情報提供施設を活用した支援（再掲）。 |   ■「言語としての手話」に係る現状について  ・「言語（手話を含む。）」と明記されている。  しかし、「手話が言語である」という認識は普及していない（「言語としての手話」の認識を持つ府民の割合：39.8％）。  ・言語は本来、乳幼児期に自然に習得される。  しかし、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性があるにもかかわらず、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。  ・また、言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を高める機会が確保される。しかし、学習指導要領（特別支援学校）には、手話を指導・習得させる旨の記載がない。  ・これらの結果、府民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会（＝聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも手話で意思を通じ合あえる社会）となっていない。  このため、  言語としての手話の　認識の普及    及び  習得の機会の確保  に関する  条例の制定が必要   |  | | --- | | ■他の自治体の条例制定状況（H29.4.20現在） |  |  | | --- | | （都道府県）　鳥取、神奈川、群馬、長野、沖縄、埼玉、千葉、三重、愛知、秋田、山形、奈良  （市町村）　大東市、大阪市、堺市、熊取町ほか、８０市町 |  |  | | --- | | ■パブリックコメントの結果概要 |  |  | | --- | | 募集期間　：　12月5日～1月6日  意見件数　：　15件  主な意見　：　・「手話」を義務教育化すべき。  　　　　　　　・障がい者理解の促進を図るべき。 |   「総合支援法（身体障害者福祉法）」・「児童福祉法」のいずれも、  「手話の習得の機会の確保」に係る規定なし。  １８歳未満  １８歳以上  ■障害者差別解消法  　合理的配慮（手話や文字表示など、目で見てわかる情報の提示など）の提供を行政機関に義務付け。  （民間事業者については、努力義務。）  ■児童福祉法  意思疎通支援（手話など）に　　係る規定なし。   |  | | --- | | ■学習指導要領（特別支援学校）  ・聴覚に障がいのある児童等に対する手話の指導・習得に係る記載なし。  ・視覚に障害のある児童等に対する点字の指導・習得に係る記載は、あり。 |   ■障害者総合支援法  意思疎通（手話など）を支援する者の　　派遣・養成について、義務付け。  §77 市町村（日常生活レベル）  §78 都道府県（特に専門性の高いもの）   |  | | --- | | ■身体障害者福祉法　§27 手話通訳事業  　総合支援法§77・78で都道府県等による実施義務を規定 |     「総合支援法」に基づく意思疎通支援としての手話通訳者の派遣や、「差別解消法」に基づく合理的配慮によらなければならない状況となっている。 |

**資料１－①**

|  |
| --- |
| ■大阪府言語としての手話の認識の普及　及び習得の機会の確保に関する条例の　概要 |

|  |
| --- |
| 第１条（目的）  第２条（言語としての手話の認識） |

|  |
| --- |
| 第３条（手話の習得の機会の確保）  聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者等と共に手話を習得することのできる機会の確保。 |

|  |
| --- |
| 第４条（学校による手話の習得の機会の確保への支援）  聴覚に障がいのある児童等が在学する学校による手話を習得する機会の確保を促進。 |

|  |
| --- |
| 第５条（事業者による手話の習得の機会の確保への支援）  聴覚に障がいのある者が勤務する事業者による、手話を習得する機会の確保を促進。 |

|  |
| --- |
| ※条例や条例に基づく施策の進捗状況等の評価等を行う機関として、「府障害者施策推進協議会条例」に基づく協議会のもとに、「部会」を継続設置する予定。 |

|  |
| --- |
| ※公布日施行（平成29年３月29日） |

**大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の概要等について**